

3 行動範囲の拡大

(1) 公共交通機関等の運賃割引

① JR(日本旅客鉄道)運賃の割引

◎利用対象者：身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護者

区分	購入乗車券の種類	割引が適用される形態	割引率
第1種障害者 ※1	普通乗車券（片道100km以内）	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	普通乗車券（片道100km超）	介護者付・単独乗車	本人も介護者も5割
	回数券	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	定期券（本人が大人）	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	定期券（本人が小人）	介護者付乗車のみ	介護者のみ5割
	急行券	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	特急券	なし	
第2種障害者 ※2	普通乗車券（片道100km以内）	なし	—
	普通乗車券（片道100km超）	単独乗車のみ	本人5割
	定期券（本人が大人）	なし	—
	定期券（本人が小人）	介護者付乗車のみ	介護者のみ5割
	回数券・急行券・特急券	なし	—

※1 第1種障害者

【身体障害者】 視覚1～3級と4級の一部、聴覚2・3級、肢体1級と2・3級の一部、内部1・3級と4級の一部、免疫障害1～4級、肝臓障害1～4級

【知的障害者】 療育手帳(A1、A2、A)

【精神障害者】 精神障害者保健福祉手帳1級

※2 第2種障害者

【身体障害者・知的障害者】 第1種障害者以外の方

【精神障害者】 精神障害者保健福祉手帳2級、3級

◎購入方法

乗車券販売窓口で身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を呈示し、割引乗車券を購入してください。

◎注意事項

乗降時及び乗車中は手帳を携帯してください。

なお、割引が適用される介護者は1名のみです。

□問合せ先 JR各駅

各鉄道会社でも、JRに準じた運賃割引を行っているところがあります。詳しくは、各鉄道会社にお問い合わせください。

②JRバス運賃の割引

◎利用対象者：身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護者

手 帳	区分等	乗車券の種類	割引率
身体障害者手帳 療育手帳	第1種障害者	普通乗車券	本人も介護者も5割
		定期乗車券	本人も介護者も3割
	第2種障害者	普通乗車券	本人5割
		定期乗車券	本人3割
精神障害者保健福祉手帳	1級～3級	普通乗車券	本人5割

◎内容

運賃支払い時に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を呈示の上、割引料金(10円未満四捨五入)を支払ってください。

◎注意事項

乗降時及び乗車中は手帳を携帯してください。障害者の団体が行事等で貸切バスを利用する場合、割引されることがありますので、バス会社等に照会してください。

□問合せ先 JRバスの営業所

各バス会社や市町でも、JRバスに準じた運賃割引を行っているところがあります。
詳しくは各バス会社や市町にお問い合わせください。

③航空運賃の割引

障害種別	適用年齢	割引が適用される形態	割引率
身体障害者(身体障害者手帳)	満12歳以上	障害の程度に関わらず、各障害者手帳を呈示できる者全員に対して当該障害者及び介護者1名まで割引を適用	各航空運送事業者の設定による
知的障害者(療育手帳)			
精神障害者(精神障害者保健福祉手帳)			

※ 旧様式の療育手帳については、あらかじめ市福祉事務所又は町役場において、手帳に割引対象者である旨の証明(証明印)を受けてください。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場(P109、111)

各航空会社窓口、各旅行会社窓口

④有料道路通行料の割引

◎割引対象形態

- ア. 身体障害者手帳の交付を受けている者が自ら運転する場合
- イ. 障害者本人以外の者が運転し、重度の身体障害者又は知的障害者が乗車する場合

◎割引率

- ア. 通行料金の5割

◎割引対象有料道路等

- ア. 各有料道路事業者の管理する有料道路
- イ. 地方道路公団及び都道府県・市町村の管理する有料道路
- ウ. 都道府県・市町村等の管理する一般自動車道使用料金

◎利用方法

ア. 事前登録された自動車の場合

ETC 車：事前登録した ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンをノンストップ走行

非 ETC 車：料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳を呈示して走行

イ. 事前登録されていない自動車の場合

親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー《重度の身体障害者又は知的障害者のみ》等………料金所の一般レーン又は混在レーン等で手帳を呈示して走行

◎その他

あらかじめ市福祉事務所や町役場、オンライン申請において、手帳に割引対象者である旨等の記載を受けてください。また、ETCノンストップ走行を利用しての割引を希望する場合は、上記の手続きと併せて事前の申請が必要となります。

□問合せ先 栃木県道路公社 TEL.028-622-6598 市福祉事務所又は町役場 (P109、111)
東日本高速道路(株)関東支社 TEL.048-631-0001

⑤ハイヤー・タクシー運賃の助成・割引

障害者手帳をお持ちの方が、ハイヤー・タクシーを利用する場合、市町ごとにハイヤー・タクシーの利用に対する助成制度があります。ただし所得制限を設けている場合がありますので、各市町の窓口で確認してください。また、タクシー事業者によっては、運賃が割引される場合があります。

No	市町	対象者			区域外 利 用 の可否
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
1	宇都宮市	1、2級	A 1、A 2、A	1 級	○
2	足利市	1、2、3級	手帳所持者	手帳所持者	○
3	栃木市	1、2級	A 1、A 2、A	1 級	○
4	佐野市	1、2級	A 1、A 2、A	1 級	○
5	鹿沼市	1、2級	A 1、A 2、A	1、2級	○
6	日光市	1、2級	A 1、A 2、A	1、2級	○
7	小山市	1、2級	手帳所持者	1、2級	○
8	真岡市	1、2級	A 1、A 2、A	1、2級	○
9	大田原市	1、2級	A 1、A 2、A	1、2級	○
10	矢板市	1、2級及び3級(下肢・体幹機能障害のみ)	A 1、A 2	1、2級	○
11	那須塩原市	1、2、3級	A 1、A 2、A	1、2級	○
12	さくら市	1、2級	A 1、A 2、A	1 級	○
13	那須烏山市	1、2級	A 1、A 2、A	1 級	○
14	下野市	1、2級	手帳所持者	1、2級	○
15	上三川町	1、2級	A 1、A 2、A	1 級	○
16	益子町	重度心身障害者医療費受給者			○
17	茂木町	重度心身障害者医療費受給者			○
18	市貝町	1、2、3級	A 1、A 2、B 1、B 2	1、2、3級	○

No	市町	対象者			区域外 利 用 の可否
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
19	芳賀町	1、2、3級	A 1、A 2、B 1	1、2級	○
20	壬生町	1、2級	A 1、A 2、A	1級	○
21	野木町	1、2級及び3級・4級(下肢・体幹・呼吸器のみ)	A 1、A 2、A	1、2級	○
22	塩谷町	1、2級	A 1、A 2、A	1、2級	○
23	那須町	1、2級	A 1、A 2	1級	○
24	那珂川町	1、2級(タクシー以外に通院手段のない方)	A 1、A 2(タクシー以外に通院手段のない方)	1、2級(タクシー以外に通院手段のない方)	○

(2)リフト付きワゴン車の運行

県内には、タクシー会社や社会福祉協議会等に委託するなどして、車いすを使用している方が車いすのまま乗車できるリフト付きワゴン車を運行し、身体障害者の社会参加の促進を図っている市町があります。

【リフト付きワゴン車の運行市町】

宇都宮市(リフト付きバス)、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、さくら市(貸出のみ)、上三川町(貸出のみ)、高根沢町(サイドリフトアップシート車の貸出のみ)、市貝町、壬生町、那須町(貸出のみ)、那珂川町(スロープ付き車の貸出のみ)

(3)自家用車等の利用

①自動車運転免許取得費用の助成

身体障害者が自動車運転免許を取得するために、公安委員会の指定する自動車教習所等で要した教習費用について助成をしています。(市町によって助成内容が異なりますので、詳しくは各市町に直接お問い合わせください。)

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P109、111)

②身体障害者のための無料運転講習

身体障害者運転能力開発訓練センター(埼玉県新座市)では、身体障害者のための無料運転講習を下記のとおり実施しています。

◎対象者・・・18歳以上の身体障害者で、次のいずれにも該当する方

- ア. 公共職業安定所に求職登録をしている方
- イ. 運転試験場の適性審査に合格した方
- ウ. 上記センターの入所が認められた方

◎内容

- ア. 所定の教習料が無料(ただし、検定料等については自己負担となります。)
- イ. 入所日は、1・4・7・10の各月の初日で、期間は3カ月。専用宿舎あり。
- ウ. 詳細については、ホームページ(<https://azumaen.or.jp/>)を参照してください。

□問合せ先 身体障害者運転能力開発訓練センター

〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46 TEL.048-481-2711

③自動車改造費用の助成

就労等のため重度の身体障害者が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するときは、改造費用を助成しています。（市町によって取組が異なりますので、詳しくは各市町に直接お問い合わせください。）

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P109、111）

④駐車禁止場所への駐車

身体障害者の方で、栃木県公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車」の標章の交付を受けた方は、栃木県公安委員会が駐車を禁止した場所での必要最小限の駐車が可能になります。

ただし、駐停車禁止場所や法定の駐車禁止場所には駐車できません。

標章を使用する場合は、前面ガラス内側の見やすい箇所に標章の記載内容が確認できるように掲出してください。

□問合せ先 警察署交通規制課

No.	警察署	電話番号	No.	警察署	電話番号
1	宇都宮中央警察署	028-623-0110	11	下野警察署	0285-52-0110
2	宇都宮東警察署	028-610-0110	12	大田原警察署	0287-24-0110
3	宇都宮南警察署	028-653-0110	13	今市警察署	0288-23-0110
4	小山警察署	0285-31-0110	14	さくら警察署	028-682-0110
5	足利警察署	0284-43-0110	15	矢板警察署	0287-43-0110
6	栃木警察署	0282-25-0110	16	日光警察署	0288-53-0110
7	那須塩原警察署	0287-67-0110	17	那須烏山警察署	0287-82-0110
8	佐野警察署	0283-24-0110	18	茂木警察署	0285-63-0110
9	鹿沼警察署	0289-62-0110	19	那珂川警察署	0287-92-0110
10	真岡警察署	0285-84-0110			

⑤おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業

不特定多数の方が利用する施設から協力申し出のあった駐車スペースを、障害者等用の「おもいやり駐車スペース」として確保（ステッカー表示）するとともに、障害のある方などに対して、共通の「おもいやり駐車スペース利用証」を交付して利用できる方を明らかにすることにより、当該駐車場の適正な利用を図っています。

◎利用できる方

ア. 身体障害者、知的障害者、精神障害者、要支援高齢者等

イ. 難病患者

ウ. 妊産婦：（単胎）原則妊娠7カ月から産後1年までの方〔申請により1年間の延長可能〕

（多胎）原則妊娠6カ月から産後2年までの方〔申請により1年間の延長可能〕

※いずれの場合も、出産後は乳幼児を同伴する場合に限る

エ. 傷病人：医療機関を受診しており、歩行困難が認められる方

◎おもいやり駐車スペース利用証



〔障害者・難病患者等用〕

有効期間なし



〔妊産婦・傷病人等用〕

有効期間あり（1年間）

同種の事業を実施している全国 45 府県の協力施設等でも本県利用証で相互利用できます。
利用可能府県については、以下のホームページで公開しています。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e12/welfare/shisetsu/baria/1220246130756.html>

□問合せ先 県地域福祉課総務援護担当 TEL. 028-623-3054

(4)ガイドヘルパーネットワーク

重度の視覚障害者及び脳性まひ等全身性障害者が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーを紹介します。

【対象者】

重度の視覚障害者及び脳性まひ等全身性障害者で、社会生活上必要な外出をするときに、目的地において適当な付き添いが得られない状況にある方

□問合せ先 栃木県ガイドセンター（栃木県身体障害者団体連絡協議会内）
TEL/FAX. 028-678-4401

(5)介護マーク

高齢者や障害者等を介護する方（介護者）が、介護中に異性の公共トイレを利用する場合や買い物などをする場合に、周囲から偏見や誤解を受けることのないよう精神的な負担の軽減を図るとともに、地域における日常的な支え合い体制づくりの推進に資するため、介護マークを配付しています。



□問合せ先 県高齢対策課地域支援担当 TEL. 028-623-3148 FAX. 028-623-3058

(6)オストメイト対応トイレ



オストメイト
マーク

オストメイト対応トイレは、オストメイト（ストーマ〔人工肛門や人工膀胱〕を造設した方）が、排泄物の処理、ストーマ装具の交換や装着、ストーマ周辺皮膚の清拭や洗浄、衣服や使用済み装具の洗濯及び廃棄などを行える設備があるトイレです。入口付近には、オストメイトマーク(案内用図記号)が表示されています。県内各地の施設に設置されていますので、詳しくは、下記 URL または、二次元コードより県公式ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/guide.html>



(7)障害者社会参加推進センター

障害者社会参加推進センターでは、障害者の社会参加に必要な情報の収集・提供など様々な社会参加促進施策を実施しています。

□問合せ先 〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター
栃木県身体障害者団体連絡協議会内 TEL.028-678-4401

(8)障害者社会参加支援事業

県域又は広域的な活動を行っている障害者団体がバスを借り上げて社会参加活動を行った場合、そのバスの借り上げ費用の一部を助成しています。

□問合せ先 障害者社会参加推進センター TEL.028-678-4401

(9)生活訓練等事業

①身体障害者訓練等

身体障害者の社会参加を促進するため、障害に応じた各種の講習や訓練を身体障害者の団体に委託して行っています。

No	事業名	事業内容	委託団体名
1	視覚障害者社会・日常生活支援事業	視覚障害者に対し、社会生活に必要な知識習得や体験交流のほか、料理や洗濯等の家庭生活に必要な訓練を実施	栃木県視覚障害者福祉協会 TEL.028-625-4990
2	障害者相談会・研修会開催事業（視覚障害者向け）	中途失明者の方に対し、生活訓練・点字訓練などを実施	
3	障害者相談会・研修会開催事業（聴覚障害者向け）	ろう者の方に対し、社会生活に必要な知識の吸収・交換をする場を設定	栃木県聴覚障害者福祉連合会 TEL.028-621-8010 FAX.028-621-7896
4	音声機能障害者発声訓練・発声訓練士養成事業	音声機能障害者の方に対し、発声訓練・発声訓練士養成などを実施	栃木県喉摘会 TEL.0285-84-5677
5	視覚障害者生活訓練事業	視覚障害者に対し、白杖訓練等を実施	栃木県視覚障害者福祉協会 TEL.028-625-4990
6	肢体不自由者行動訓練事業	ハイキングやレクリエーションを通し、身体障害者（肢体不自由者）の行動訓練を実施	栃木県身体障害者福祉会 TEL.028-624-8408

No	事業名	事業内容	委託団体名
7	身体障害者 生活行動訓練事業	身体障害者の方に対し、点字・手話等の講習、野外訓練等生活行動訓練を実施	栃木県聴覚障害者福祉連合会 TEL.028-621-8010
8	オストメイト社会適応訓練 ・相談支援者育成事業	人工肛門・人工ぼうこう造設者の方に対し、ストマ用装具の使用等に関する講習会・相談支援者育成などを実施	栃木県オストミー協会 TEL.0284-43-0144

□問合せ先 委託団体、
県障害福祉課社会参加促進担当 TEL.028-623-3053 FAX.028-623-3052

②知的障害者訓練等

在宅の知的障害者の社会生活能力の向上を図るとともに、その自主的な社会活動を育成し、支援することにより、地域における知的障害者の自立と社会参加の一層の促進を図ることを目的として、次の事業を実施しています。

事業名	事業内容	委託団体名
障害者相談会・研修会開催事業（知的障害者向け）	障害者の自立や社会参加等を促進するため、家族のための家族教室を開催	栃木県手をつなぐ育成会 TEL.028-624-3789

□問合せ先 委託団体、
県障害福祉課社会参加促進担当 TEL.028-623-3053 FAX.028-623-3052

③心身障害児者訓練等

在宅の心身障害児者が、保護者と一緒に宿泊等して行う、レクリエーション教室の開催及び障害者家族間の交流を図ることを目的として事業を実施しています。

事業名	事業内容	委託団体名
レクリエーション・社会生活トレーニング事業	在宅の心身障害児（者）が保護者と一緒に宿泊等し、レクリエーション指導等を受けるとともに保護者間の交流を図る。	栃木県心身障害児者親の会連合会 TEL.028-621-3031

□問合せ先 委託団体、
県障害福祉課社会参加促進担当 TEL.028-623-3053 FAX.028-623-3052

④身体障害者福祉センター

宇都宮市にある「障がい者福祉センター」では、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターとして、身体障害者のための講座事業を実施するとともに、機能訓練や社会適応訓練の機会を提供しています。ボランティアの方も利用できます。

□問合せ先 障がい者福祉センター
〒320-0806 宇都宮市中央1-1-15 総合福祉センター内
TEL.028-639-1050 FAX.028-639-1052

⑤とちぎ福祉プラザ

とちぎ福祉プラザは、障害者をはじめとする県民の幅広い交流や社会参加、また地域社会づくりを担う自主的な福祉活動の拠点としての役割を担っています。

□問合せ先 〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6
TEL.028-621-2940 FAX.028-621-5433